

おもな届け出

名称	届け出期間	添付書類及び注意事項
出生届	生まれた日から14日以内	届 書 A 届け出先が本籍地と同じとき……………1通 B 届け出先が本籍地でないとき……………2通 添付書類 出産証明書(届書についているので医師に記入押印してもらう) (市役所から交付される) 母子手帳 印 鑑 届け出人の印 (注) (命名は当用漢字及び人名用漢字の範囲内であることを。ひらがな、カタカナでもよい) 保険証 預金通帳 (口座番号を。医療費を振込むため)
	届け出した日から法律上の効力が発生する	届 書 A 夫婦双方の本籍地へ届けるとき……………1通 B 夫婦の一方の本籍地へ届けるとき……………2通 C 夫婦ともに本籍地へ届け出先がないとき……………3通 添付書類 Aの場合は戸籍謄本または抄本を添える必要はない Bの場合は本籍地がない方の戸籍抄本1通を添付 Cの場合は夫婦の双方の戸籍抄本各1通を添付 印 鑑 夫婦(一方は旧姓)の印及び証人2人の印、計4個
離婚届	届け出した日から法律上の効力が発生する	届 書 通数は前記と同じ 届 書 届け出先に本籍及び復籍する戸籍がないときはそれぞれ戸籍謄本を添付夫婦及び証人2人の印、計4個 1. 夫婦間の未成年の子については親権者を定めること 2. 裁判または調停離婚の場合には裁判確定または調停確定の日以内に裁判判決の原本及び確定証明書または調停書の原本を添付
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	届 書 A 届け出先が本籍地と同じとき……………1通 B 届け出先が本籍地でないとき……………2通 添付書類 死亡診断書(届書についているので医師に記入押印してもらう) 同居の親族の印

戸籍の窓口は市民課③番です

印鑑を登録するには



印鑑登録と証明

市役所に印鑑登録をされる
と公に「あなたの印鑑です」と
証明してくれるのが印鑑登
録制度です。その登録された
印鑑は実印となります。
実印は、あなたの財産に影
響を与えないとも限りません。
大切に扱きましょう。

知っておきたい
①登録する印鑑
②本人であること確認できるもの(運転免許証・写真の貼つてある官公署発行の身分証明書など)
③代理人が申請するとき必要なもの
④登録する印鑑
⑤代理人の印鑑

身分を証明する戸籍

届け出るときは

私たちの生活と「戸籍」は切り離せません。
戸籍は、あなたが日本国民であることを公証するものです。「戸籍制度」は、自分を公に証明する唯一の制度というわけです。
戸籍のしくみは、夫婦と、氏を同じくする子を一単位として編成され、出生から死亡までの重要な身分関係の変動が、そのつど記載されることになっています。年代的にも現在から過去、過去から現在とたどれるようになっています。

手 数 料	
戸籍謄本・抄本	1通 200円
除籍謄本・抄本	1通 300円
戸籍記載事項証明	1件 100円
戸籍の附票の写し	1通 100円
身分証明書	1通 100円

戸籍に関係するおもな手続きは左の表のとおりです。このほかに、養子縁組届や入籍届、転居届などがありますが、これらの届けは種類やケースによってすべて異なるので、市民課の担当職員におたずねください。
なお、戸籍謄本などの手数料は次のとおりです。

お買物、ご用命は市内で

カメラ8ミリは 3回～20回払い
気軽なカメラクレジットを
ご利用下さい

コダカメラ店

〒956 新津市本町二丁目 ☎(2) 0583

花に託して心を贈る
あなたの街のあなたの花店

小林生花店 新津市新町1丁目
TEL (211080)・(215707)

慶弔用盛花、花束、ブーケ、会場装飾花
(各流派いけばな教室案内)



窓口とは、長いおつきあいです。よく知っておきましょう。

こんなとき、あんなとき…
どうしますか?知ってれば
“憂いなし”

もうすぐ進学・就職、そして転職のシーズンです。これから三月、四月は住所を移したり、戸籍謄本・抄本が必要だったり、保証人の印鑑証明が必要だったり、なにかと市役所の窓口へ来られる機会が多くなります。

知っておけば憂いなし
今まではこれらの手続きの仕方など、ピンポイントをあててみましよう。

各種手続きご案内

住民基本台帳は…
住所を証明

住民基本台帳(住民票)は、一人ひとりの市民の方の住所がどこにあるのか、すなわちあなたの住所を公に証明するための原本です。これに登録されることによって、市民としての「義務と権利」を持つこととなります。

住民票には、氏名をはじめ、本籍や住所などのほか、選挙人名簿の登録、国民健康保険や国民年金の被保険者の資格などが記録されています。

このように住民基本台帳は大切な記録ですから、転入や転出、転居など住所が変わるときは、必ず市役所に届けをしなければなりません。

では、いくつかの届け出の手続きをご紹介します。

引っ越しするとき
の手続きは…

進学や就職、転居などで新津市からよそへ移るときは、引っ越しの前に、市役所で転入届を出してください。

③代理人選任届(用紙は市役所市民課にあります)

④印鑑証明を受けるには
登録している本人または代理人が印鑑登録証を持参して市民課③番の窓口へ申請してください。印鑑証明は一枚百円です。

⑤転入するとき
費用: 100円(転出証明書の発行手数料です)
■届け先: 市民課③番の窓口です。※小・中学校へ通っているお子さんがいるときは、窓口でご相談ください。

⑥転出するとき
■必ず持っているもの: 印鑑
■該当するとき: 転入届、国民年金の手帳、福祉年金証書、印鑑登録証、国民健康保険証(加入者はこれがないと転出証明書が発行できません)
■届け出にあたって: 転出先の住所と世帯主、連絡先の電話番号を係にお教えください。

市内転居 も届け出を

お買物、ご用命は市内で

駐車場完備

ほねつぎ
坂爪整骨院

新町1 ☎210062

ニイツ銘菓 雪かこい
駿河屋
ニイツ本町2 TEL(20543)
祝儀・仏事式菓子
銘菓・雪太郎・松坂羊かん
田家屋
ニイツ本町4 TEL(21430)